

市・県民税特別徴収税額通知の受取方法を【電子データ（正本）】と選択された事業所様へ

◆はじめに

e L T A Xで給与支払報告書を提出する際、市・県民税特別徴収税額通知書の受取方法について【電子データ（正本）】を選択された事業所様については、税額通知をe L T A Xに格納しております。設定されたメールアドレスに税額通知を確認するための保護キーを送付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

今回の通知書は **1月31日まで**に受理した給与支払報告書、**4月21日まで**に受理した給与所得者異動届出書等の内容をもとに作成しております。

これ以降に受理した給与支払報告書や給与所得者異動届出書等は、**6月中旬発送の税額変更通知書**に反映されます。

なお、今回の通知に確定申告等の内容が反映されていない場合があります。特別徴収税額に変更があった場合は、税額変更通知書を送付いたします。

特別徴収に関する詳細は、同封の「特別徴収のしおり」に記載してありますので、必ずご一読ください。また、各種様式は越前市ホームページからダウンロード可能です。

◆納付について

6月分の特別徴収税額（7月10日納期限）は**6月7日以降**にご納入ください。特別徴収税額が変更となった場合は、今回送付した納付書の金額を訂正してご納入ください。変更の都度、納付書は送付いたしません。特別徴収のしおりP5に納付書の訂正方法が記載されていますのでご確認ください。

◆市・県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）について

同封の圧着用紙「市・県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）」は、紙媒体での送付となります。**5月末日までに各納税義務者（従業員の方）にお渡しください。**なお、再発行することができませんので、ご注意ください。

※法令改正により、令和6年度から紙媒体の送付から、電子での通知が可能となります。

◆市・県民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の受取方法を変更したい場合

年度の途中で、受取方法を変更したい場合は、「特別徴収税額通知受取方法変更申出書」を提出してください。申出書は、越前市のホームページからダウンロードできます。

※なお、受取方法を変更できるのは変更申出書が提出された月の翌月分からです。すでに送付された税額通知書については、変更後の受取方法で再発行はできませんのでご注意ください。

※法令改正により、令和6年度から電子（副本）が廃止され、電子（正本）か書面のいずれかとなります。

◆特別徴収対象者に異動（退職・追加）がある場合

以下の届出書を速やかにご提出ください。

特別徴収者を追加したい場合・・・特別徴収への切替申請書（特別徴収のしおり P11）
退職・休職者等がいる場合・・・給与所得者異動届出書（特別徴収のしおり P12）

（裏面につづく）

◆退職等以外で普通徴収に切り替えたいとき

特別徴収のしおりに綴られている普通徴収切替理由書に記載の理由（普A～普E、普G）に当てはまる場合は普通徴収に切り替えられます。給与所得者異動届出書の異動の事由欄に当てはまる理由を記載して提出してください。

【問合先】越前市役所 税務課 市民税グループ
TEL (0778) 22-3014